

# 官報

号外 平成七年五月九日

## ○第百三十二回 衆議院會議録 第二十四号

平成七年五月九日(火曜日)

議事日程 第十八号  
平成七年五月九日

午後一時開議

第一 沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案(第百二十九回国会、上原康助君外八名提出)

○本日の會議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案(第百二十九回国会、上原康助君外八名提出)  
食品衛生法及び米養改善法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長(土井たか子君) これより會議を開きます。

議員請暇の件

○議長(土井たか子君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。  
金田誠一さんから、海外旅行のため、五月十八日から二十七日まで十日間、請暇の申し出があります。これを許可することに御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

日程第一 沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案(第百二十九回国会、上原康助君外八名提出)

○議長(土井たか子君) 日程第一、沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長鈴木宗男さん。

沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(鈴木宗男君登壇)

○鈴木宗男君 たいだいま議題となりました沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。  
本案は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範囲かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情にかんがみ、駐留軍用地を計画的に返還し、駐留軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進するために必要な国及び地方公共団体の責務等の特別の措置を講じようとするものであります。

本案は、第百二十九回国会において上原康助君外八名から提出され、本委員会に付託されたものであります。その後、第百三十一回国会において提出者から提案理由の説明を聴取いたしました。が、質疑に入らず、今国会まで継続審査となっていたものであります。

今国会、本委員会におきましては、四月二十七日、提案理由の説明を省略した後、審査に入りましたが、質疑の申し出もなく、本案に対し委員長たる私より修正案を提出いたしました。  
本修正案は、戦後五十年の節目に当たる今日なお、米軍によって強制接収された膨大な駐留軍用地が存在する沖縄県の特殊事情のもとで生じた軍用地地主の方々はもとより、沖縄県民の御労苦に配慮して取りまとめたものであります。  
その趣旨は、  
題名を沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律に改め、  
国は、アメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受けた場合、当該所有者等に対し、当該返還を受けた日の翌日から三年間を超えない期間内で、当該所有者等の申請に基づき、政令で定めるところにより、国が支払っていた賃借料または土地取用

法に規定する補償金に相当する額を支給するものとし、この給付金の額は、年間一千万円を限度とし、かつ、総額三千万円を限度として支給するものとする。

国は、駐留軍用地の整理縮小を求める沖縄県民の意向に留意しつつ、この法律の円滑な実施に努めるものとする。

この法律及びこの法律に基づく措置は、日米安保条約及び日米地位協定の円滑な実施を妨げるものではないものとする。

この法律は、平成七年六月二十日から施行し、平成十四年六月十九日限りでその効力を失うものとする。

等を含めとするものであります。

本修正案について、私から趣旨説明を行った後、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣の意見を聴取いたしましたところ、小澤沖繩開発庁長官から、政府としては、原案に対しては反対であるが、同法案に対する修正案については院議を尊重することといたしたい旨の意見が述べられました。

次いで、原案及び修正案について一括して討論を行った後、採決の結果、修正案は賛成多数をもって可決、修正部分を除く原案は全会一致をもって可決され、よって、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)の趣旨説明

○議長(土井たか子君) この際、内閣提出、参議院送付、食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生大臣井出正一さん。

(内閣提出、参議院送付)

○國務大臣(井出正一君) ただいま議題となりました食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

食品の安全性に関する問題の複雑多様化、輸入食品の著しい増加、国民の栄養摂取状況の変化など、我が国の食品保健を取り巻く状況は大きく変化しております。また、規制緩和の社会的要請、規制の国際的整合化の要請に対応していくことも重要となっております。

今回の改正は、こうした状況の変化等にこたえ、食品の安全性の効果的な確保、食品を通じて国民の健康づくり等、総合的な食品保健対策を推進するため必要な措置を講じようとするものであります。

以下、この法案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は、食品衛生法の改正であります。

まず、食品添加物の規制の見直しであります。規制の国際的整合化を図りつつ、食品の安全性確保を推進する観点から、人の健康を損なうおそれのない場合として厚生大臣が定める場合に限り販売等が認められる添加物の範囲を、化学的合成品たる添加物から、天然香料等を除いた添加物へと拡大することとしております。

なお、現在、販売等がなされている添加物については、従来どおりとすることとしております。

次に、残留農薬基準の策定を推進するため、農林水産大臣に対し、農薬の成分に関する資料の提供等の協力を求める仕組みを設けることとしてお

ります。

さらに、食品の製造規制の弾力化であります。従来、製造・加工の方法については、衛生上の観点から一律の基準により規制しておりましたが、近年の製造・加工技術の高度化に対応して、新たに個別承認制度を設け、規制の弾力化を図ることにより多様な食品の製造・加工を可能としようとするものであります。

また、食品の輸入手続の効率化を図る観点から、電子情報処理組織を活用した届け出系統等を制度化することとしております。さらに、輸入食品の検査制度について、輸入者による自主的な検査の普及等を踏まえ、適切かつ効率的な検査を実施するための改正を行うこととしております。

このほか、営業許可の有効期間の延長等、営業許可に関する規制の見直しを行うほか、指定検査機関の質の向上及び地域における食品衛生水準の向上のための規定を整備することとしております。

第二に、栄養改善法の改正であります。

まず、食品の栄養表示基準制度の創設であります。塩分、カロリー等の過剰な摂取が問題となる栄養摂取の状況を踏まえ、栄養強化に関する表示の許可制度を、栄養表示をしようとする者が遵守すべき基準を定める制度へと改めることにより、食品の栄養成分に関する適切な情報を広く国民に提供することとしております。

また、乳幼児、妊産婦等が用いる特別用途食品については、その表示の許可制度を維持しつつ、表示方法の弾力化を図る措置を講ずることとしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部の事項を除き、公布の日から一年を経過した日からとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)の趣旨説明

に対する質疑

○議長(土井たか子君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。青山二三さん。

(青山二三君登壇)

○青山二三君 私は、新進党を代表いたしまして、食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案について、村山内閣総理大臣並びに厚生大臣に質問をいたします。

豊かになったと言われる日本人の暮らし、その中であって、特に食生活は戦後五十年の間に大きく変化してまいりました。国際化の進展に伴う輸入食品の増大、食生活の多様化など、五十年たつた今、飽食の時代とさえ呼ばれ、食べるものには何も不自由はしない豊かな社会になったはずですが、しかし、私たち一般庶民のふだんの食生活は本当に豊かになったと言えるでしょうか。どこかに大きなひずみがあるように思えてなりません。見せかけの食生活は豊かになっているものの、多くの添加物が用いられ、人体への影響や安全性には疑問が多いのが現状です。

私たち消費者の安全な食品を求める権利は、憲法により保障されたものでございます。憲法第十三条は「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と格調高く宣言し、また、第二十五条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」とも言うております。この二つの条文は、食品の安全に関する基本的な法律である食品衛生法の根拠をなすものと理解しております。

そこで、村山内閣として、消費者に安全な食品

を供給することについて、総理の御決意をまずお伺いいたします。

次に、食品衛生法の目的条項についてお伺いいたします。

食品衛生法の条文の中には、残念ながら「消費者」という言葉も「食品の安全」という言葉も出てきません。飲食に起因する危害の防止と公衆衛生の向上、増進と言っているだけです。

消費者が生命と健康を侵されないように安全な食品の供給を受けることを、だれもが当然のことと考えます。そこで、この当然のことを法的な権利として認め、国民の食の安全を守るための法律であることを明らかにするためにも、食品の安全性の確保、積極的な国民の健康の保持増進等、消費者の安全を求める権利について明記し、国が国民の食生活に直接的な責任を持つという姿勢を明確に示すべきと思っておりますが、総理の前向きな御答弁をお願いいたします。

次に、残留農薬等の基準の策定の推進についてお伺いいたします。

輸入食品の増加と関連して人々が最も関心が高く、かつ不安を抱えているのは、残留農薬問題であります。残念ながら、食品衛生法には残留農薬を明確に規制する条文はありません。残留農薬の定めがない農薬は、規制がないため事実上野放しに近い状態となっております。政府は、この基準について、二〇〇〇年をめどに二百農薬程度まで計画的に作成することを目標とされておりますが、これでは健康や生命に直接かわりを持つ大切な食の安全を守るには遅過ぎます。一刻の猶予も許されません。そこで、国内で使用されている約三百あるすべての農薬について早急に残留農薬基準の整備を行うべきであると考えますが、政府の対応をお伺いいたします。

また、我が国はカロリーベースで六割強の食品を海外に依存しておりますが、食品衛生法上の残留農薬基準が百三農薬にしか設定されていないので、他の基準未設定の農薬について食品の安全性

が確保されているとは言えない状況であります。そこで、基準未設定の農薬が残留する食品の流通を一律に禁止することは食糧の供給を困難にする

現在、農薬の登録は農水省で、残留基準の策定については厚生省となっておりますが、これについては、一部に、農産物の衛生規制として不十分

今回の改正では、化学的に合成された添加物だけでなく、天然添加物についても指定制度の導入が図られたことは評価できますが、現在食品に使用

食品添加物には、化学的合成添加物を含め実際には余りにも多種にわたっているため、一般消費者

措置を行うべきであると考えます。この点に関して厚生大臣はどのように取り組まれるおつもりなのか、お伺いをいたします。

次に、食品の安全性確保のための調査研究についてお伺いいたします。食品の安全性評価に関する学際的知見の基礎整備と蓄積は重要な課題の一つであります。特に人体の影響については、食品からだけでなく、水

次に、食品の安全基準の国際基準との整合性についてお伺いいたします。本年一月に発効いたしました衛生植物検疫措置の適用に関する協定、いわゆるSPS協定により

近年、我が国の貿易収支の不均衡、内外価格差などを背景として、市場開放、規制緩和が求められており、できる限りの輸入手続の簡素化、迅速

でしょうか。この場合も、輸入食品の安全性を確保することを大前提とすべきと考えます。

さらに、食品の製造・流通にかかわる衛生の確保が増加していることを考えますと、輸入時に水際で衛生の確保が十分でない食品を排除するだけ

食品衛生法では大臣にさまざまな権限を与えておりますが、国民の声を立法や行政に反映させる道

また、食品保健関係の情報については、消費者の要望を踏まえ、十分かつ利用しやすい形で提供し、食品保健行政の決定根拠の資料について可能な限り公開すべきと考えますが、総理の前向きな御答弁を求めます。

最後に、政府の趣旨説明にもありますように、我が国の食品保健を取り巻く状況の変化に的確に対応することの重要性、また食品の安全確保、食品

今後、あらゆる機会を通じて、国民の食の安全性第一、健康第一を図るべく政府に強く要望いたします。私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

（内閣総理大臣村山富市君登壇）  
○内閣総理大臣(村山富市君) 青山議員の質問にお答えいたします。

まず、消費者に安全な食品を供給することに關する決意についてのお尋ねであります。今回の食品衛生法及び栄養改善法の改正法案は、輸入食品の増大や食品の安全性の問題の複雑多様化、国際化といった諸状況の変化に対応し、食品保健行政を二十一世紀に向けて展開する基盤を整備するものと考えております。今回の法改正を踏まえ、今後とも引き続き、食品の規格基準の整備、輸入食品等の監視体制の充実など、国民の健康の確保を第一に考える見地から、総合的な食品保健体制に取り組みをまい進してまいります。

要はないものと考えたところでございます。

次に、国際基準と国内基準の関係についてお尋ねがございましたが、国際基準は第一に消費者の健康の保護を目的として作成されているものでございまして、我が国においても基本的にはこのような国際基準により国民の健康が確保できるものと考えております。また、衛生植物検疫措置の適用に関する協定、SPS協定では、科学的に正当な理由がある場合等においては国際基準よりも厳しい基準を採用し得ること等の規定も盛り込まれているところでありまして、したがって、この協定の締結によって国民の健康確保に支障を及ぼすような食品の安全基準の緩和を行う必要はなく、今後とも国民の健康確保を第一に考えて対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、開発途上国に対する食品検査体制の整備の協力についてお尋ねでございますが、これは、各国からの要望を考慮して、主として国際協力事業を通じて実施しているところでございます。これまでにも、検査機器整備について中国の輸入食品検査センターに対する無償資金協力を進め、技術協力につきましても、タイ国保健省に対する食品衛生強化プロジェクトの実施、中国等への個別専門家の派遣、開発途上国からの研修生の受け入れ等を実施してきたところでございます。今後とも、これらの事業を推進することによりまして、国際的な食品衛生水準の向上に積極的に貢献してまいりたいと考えているところでございます。

次に、食品保健関係の情報公開についてのお尋ねでございますが、今後とも、食品衛生調査会の審議に用いました資料について、知的所有権等に配慮しつつ、可能な限りの対応を行ってまいりたいと考えているところでございます。また、消費者等に対しても、食品の安全性に関しましては、わかりやすく体系的に適切な情報提供を行い、その相談に応じる事業を実施するなど、一層の情報提供に努めてまいるところでございます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣井出正一君登壇)

○国務大臣(井出正一君) 青山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、国内で使用されている農薬すべてについて残留農薬基準を策定すべきではないかとお尋ねでございますが、今回の改正案においては、農林水産大臣に対し残留農薬基準の策定に必要な資料提供を求めることができ旨規定されておりまして、厚生省といたしましては、今後、国内で使用される農薬のうち食品に残留するものについて、本規定に基づき、農林水産省の協力を得て、国民の健康確保の観点から残留農薬基準の整備を進めてまいりたいと考えております。

また、今後の残留農薬基準の整備については、二〇〇〇年までに少なくとも使用量の多いもの等二百農薬程度について基準策定を行うことを当面の目標としておりますが、引き続き、食品に残留する国内外で使用される農薬をカバーできるように基準を策定してまいるところでございます。

次に、残留農薬の規制方式についてのお尋ねでございますが、我が国はカロリーベースで六三％の食品を海外に依存しております。また、農産物に使用が認められている農薬は世界で約七百と言われております。現在、そういった状況のもとで、食品衛生法上の残留農薬基準は百三農薬についてしか設定されておられません。このような現状において、基準が未設定の農薬が残留する食品の流通を一律に禁止しますと国民への食糧の供給が極めて困難になること、また、国際的にも完全なポジティブリスト制を採用しておりますのは主要国では食糧自給国でありましてアメリカのみであることから、現時点ではポジティブリスト方式への移行は困難であると考えております。

ただし、ポジティブリスト方式への移行につきましては、将来、相当程度基準が策定された段階で、国内外で使用される農薬数の推移とかあるいは国際的な規制の動向とか、さらには我が国の食糧自給の程度等を勘案して判断すべきものと考えております。

続いて、国内における農薬登録と同時に残留農薬基準を策定すべきではないかとお尋ねでございますが、今回の改正に当たり検討いただいた食と健康を考える懇談会の報告書におきましても、国内で新たに使用される農薬については、「農薬取締法の登録保留基準に沿った登録に併せて、残留農薬基準を設定されることが望ましい」と指摘されております。したがって、厚生省といたしましては、懇談会報告の趣旨も踏まえ、国内で新たに使用される農薬については、農薬取締法に基づく登録後速やかに必要な資料を入手し、検討を進めることにより、できるだけ早期に残留農薬基準を策定することができるよう努力したいと考えております。

四番目に、既存の天然添加物の安全性についてのお尋ねでございますが、これらの添加物は長い使用実績があり、また、人の健康確保にとって問題があるという具体的な知見の報告はなされておられません等の理由から、引き続き使用を認めることとしたところであります。これら既存の天然添加物の安全性確認につきましては、従来から行ってきたとおりでございます。また、万が一安全性上の問題が明らかになった場合には、随時、流通を禁止する等必要な措置を講じるつもりであります。

続いて、食品の安全性確保のための調査研究についてのお尋ねでございますが、食品の規格基準や国際基準の策定等においては科学的研究成果に基づく安全性評価が最大の根拠となることから、食品と健康に関する調査研究を一層推進すべきであると考えております。今後さらに、食品の安全性確保のために、有害物質による健康影響の実態をより正確に評価する研究とか、あるいは食品に残留している農薬を効率よく検査するための簡易検査法の開発等、食品と健康に関する調査研究を一層推進してまいるところでございます。

続いて、輸入食品の検査体制についてのお尋ねでございますが、食品の輸入時の検査を実施している検疫所の整備については、従来より、残留農薬、抗菌性物質等の高度な検査を実施する輸入食品・検疫検査センターを横浜及び神戸に設置するとともに、食品衛生監視員をこの五年間で倍増し、輸入食品の届け出窓口も増設するなど、検査体制の充実強化を図ってきたところであります。今後とも、増大する輸入食品に対応して国民の健康を確保するため、輸入食品の検査の実施体制の整備には全力を尽くしてまいるところでございます。最後に、食品衛生調査会の委員についてのお尋ねでございますが、食品衛生行政に消費者や生産者の皆さんなど広範な国民の意見を反映させることは大変重要であると考えております。今回の法案策定に当たっても、各種の説明会等を行い、消費者団体等から広く御意見を伺うなど努力してまいるところでございます。今後とも、法改正を契機として、食品衛生調査会に消費者や生産者の御意見をより取り入れられるよう広い範囲の学識経験者の中から委員等の委嘱を行うこととするにとともに、消費者等に対しても、調査会の諮問、答申等の状況についての説明の場を設けるなど、さらに努力をしてまいるところでございます。

以上でございます。(拍手)

○議長(土井たか子君) これにて質疑は終了いたしました。

午後一時四十二分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 村山 富市君  
厚生大臣 井出 正一君

出席政府委員

國務大臣 小澤 潔君  
厚生省生活衛生局長 小林 秀賢君

○議長の報告

(法律公布奉呈上及び通知)

一、去る四月二十七日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。  
旅行業法の一部を改正する法律  
更生保護事業法  
更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律  
郵便振替法の一部を改正する法律  
郵便貯金法の一部を改正する法律  
簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る四月二十八日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。  
化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めめるの件

一、去る四月二十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律  
刑法の一部を改正する法律  
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律  
放送法の一部を改正する法律

一、去る四月二十八日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、次の通知書を受領した。  
内閣参総第七四号  
平成七年四月二十八日  
内閣総理大臣 村山 富市  
衆議院議長 土井たか子殿

私は、平成七年五月二日(火)午後三時十分羽田空港発、五月六日(土)午後六時同空港着の予定で、中華人民共和国訪問のため海外出張しますので御通知いたします。  
(政府委員承認)

一、去る四月二十七日、土井議長は、村山内閣総理大臣申し出の次の者を、第百三十二回国会政府委員に任命することを承認した。  
外務省総合外交政策局長 山崎隆一郎  
外務省総務代理 策局長事務代理 杉内 直敏

一、去る四月二十七日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、二十七日議長において承認した山崎隆一郎を、同日第百三十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。  
(政府委員任命)

一、去る四月二十七日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、二十七日議長において承認した柳井俊一外一名を、同日第百三十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。  
(政府委員解任)

一、去る四月二十七日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、二十七日(外務省総合外交政策局長)柳井俊一の第百三十二回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

一、去る四月二十八日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、八日(外務省総合外交政策局長)林陽の第百三十二回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。  
(政府委員選任)

一、去る四月二十八日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、第百三十二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日  
官職名 官職名  
外務省総合外交政策局長事務代理 山崎隆一郎 (解職) 平七五八  
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る四月二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
地方行政委員  
辞任 栗原 裕康君 補欠 粕谷 茂君  
農林水産委員  
辞任 木幡 弘道君 補欠 山田 宏君  
山田 宏君  
労働委員  
辞任 粕谷 茂君 補欠 佐藤 静雄君  
粕谷 茂君

一、去る四月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
労働委員  
辞任 二田 孝治君 補欠 中谷 元君  
中谷 元君  
(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る四月二十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
沖繩及び北方問題に関する特別委員  
辞任 粕谷 茂君 補欠 博司君  
永井 哲男君 山崎 泉君  
住 博司君 粕谷 茂君

規制緩和に関する特別委員  
山崎 泉君 永井 哲男君  
辞任 河合 正智君 補欠 吉田 公一君  
吉田 公一君 河合 正智君  
(議案提出)

一、去る四月二十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。  
平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件  
政府調達に関する協定の締結について承認を求めめるの件  
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案  
(議案付託)

一、去る四月二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。  
平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件(条約第十七号)  
政府調達に関する協定の締結について承認を求めめるの件(条約第十八号)  
以上二件 外務委員会 付託  
(議案送付)

一、去る四月二十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。  
国際連合委員及び関連委員の安全に関する条約の締結について承認を求めめるの件  
精神保健法の一部を改正する法律案  
結核予防法の一部を改正する法律案  
(議案通知)

一、去る四月二十七日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

旅行業法の一部を改正する法律案  
更生保護事業法案

更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案

郵便振替法の一部を改正する法律案  
郵便貯金法の一部を改正する法律案

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)  
一、去る四月二十八日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めめるの件

一、去る四月二十八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律案

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

放送法の一部を改正する法律案

(議案撤回)  
一、去る四月二十七日、次の議案は委員会において撤回を許可した。

外国産牛肉輸入調整法案(江藤隆美君外四名提

出、第二百二十八回国会衆議院第一号)

沖繩県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案  
右の議案を提出する。

平成六年六月二十三日

提出者

- 上原 康助 前島 秀行
- 土肥 隆一 仲村 正治
- 長内 順一 矢上 雅義
- 小平 忠正 嶋山由紀夫
- 古堅 実吉
- 賛成者 赤松 広隆外二百二十八名

沖繩県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖繩県の特事情にかんがみ、駐留軍用地を計画的に返還し、及び駐留軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進するために必要な特別の措置を講じ、もって沖繩県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語

語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 駐留軍用地 沖繩県の区域内において、駐留軍(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。)の用に供されている土地をいう。

二 駐留軍用地跡地 日本国との平和条約の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間においてアメリカ合衆国が沖繩県の区域内において使用していた土地で当該土地の所有者に返還されているもの又は同協定の効力発生の日以降沖繩県の区域内において駐留軍の用に供されていた土地で当該土地の所有者に返還されているものをいう。

三 関係市町村 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地が存在する市町村をいう。

(国の責務)

第三条 国は、駐留軍用地の整理縮小の促進に努めるとともに、駐留軍用地を計画的に返還し、及び駐留軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進するために必要な措置を講じなければならない。

(沖繩県及び関係市町村の責務)

第四条 沖繩県及び関係市町村は、この法律に基づき施策を円滑に実施するものとする。

(駐留軍用地の所有者等の協力)

第五条 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の所有者

(これらの土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)は、国、沖繩県又は関係市町村が実施する施策に協力することにも、これらの土地が第十条の市町村総合整備計画及び第十一条の県総合整備計画(以下単に「総合整備計画」という。)に即して有効かつ合理的に利用されるよう努めるものとする。

(返還実施計画)

第六条 国は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地について、速やかに、当該駐留軍用地の返還に関する実施計画(以下「返還実施計画」という。)を定め、計画的な返還に努めなければならない。

2 返還実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 駐留軍用地の返還に係る区域
- 二 駐留軍用地の返還の時期
- 三 駐留軍用地の返還に際し講ずる措置
- 四 その他政令で定める事項

3 国は、返還実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、沖繩県知事及び関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 関係市町村の長は、返還実施計画について、国に対し意見を申し出るときは、あらかじめ、駐留軍用地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)の意見を聴かなければならない。

5 国は、返還実施計画を定めるときは、遅滞なく、これを沖繩県知事及び関係市町村の長に通知するものとする。



6 前三項の規定は、返還実施計画の変更について準用する。

(駐留軍用地を返還する場合の措置)

第七条 国は、駐留軍用地を返還する場合においては、当該土地について、当該土地の所在する周囲の土地利用の状況に応じた有効かつ合理的な土地利用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該土地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む)が異議を述べたときは、この限りでない。

2 国は、前項の措置を講じようとするときは、あらかじめ、沖縄県知事及び関係市町村の長の意見を聴くものとする。

第八条 国は、駐留軍用地を返還する場合において、当該駐留軍用地において土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)による土地区画整理事業をいう。以下同じ。)、土地改良事業(土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)による土地改良事業をいう。以下同じ。)、その他政令で定める事業を施行しようとする者があるときは、その者の申出により、当該土地を原状に回復せず、かつ、前条第一項の規定による措置を講じないでその所有者に返還することができる。ただし、国は、当該土地の上に存在する工作物の撤去その他これらの事業が円滑に施行されるために必要な措置を講じて返還しなければならない。

2 国は、前項の規定により返還された駐留軍用地跡地の所有者に対し、当該土地の返還日の翌日以後三年を超えない範囲内において政令で定める期間につき、国が当該土地につき支払つていた賃借料(当該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四十号)により使用されたものであるときは、同法第十四条の規定により適用する土地収用法(昭和二十六年法律第二十九号)第七十二条に規定する補償金の額を基準として政令で定めるところにより算定した額を支払わなければならない。

地跡地の所有者に対し、当該土地の返還日の翌日以後三年を超えない範囲内において政令で定める期間につき、国が当該土地につき支払つていた賃借料(当該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四十号)により使用されたものであるときは、同法第十四条の規定により適用する土地収用法(昭和二十六年法律第二十九号)第七十二条に規定する補償金の額を基準として政令で定めるところにより算定した額を支払わなければならない。

(調査及び測量)

第九条 国は、沖縄県知事又は関係市町村の長が総合整備計画の策定その他この法律に基づく施策を実施するため駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、当該調査及び測量が円滑に行われるよう必要な援助をしなければならない。

(市町村総合整備計画)

第十条 関係市町村の長は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地(これらの土地と一体的に整備すべき土地を含む。次条において同じ。)を総合的に整備する必要があると認めるときは、市町村総合整備計画を定めることができる。

2 市町村総合整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域の総合整備に関する基本的方針に関する事項

二 交通通信体系の整備に関する事項

三 生活環境の整備に関する事項

四 農林水産業、商工業その他の産業の振興並びに観光及び保養地の開発に関する事項

五 自然環境の保全及び回復に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、地域の総合整備に関し必要と認める事項

3 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、市町村総合整備計画に係る土地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)の意見を聴くとともに、沖縄県知事に協議しなければならない。

4 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを沖縄県知事に報告するとともに、公表しなければならない。

5 沖縄県知事は、前項の規定により市町村総合整備計画について報告を受けたときは、内閣総理大臣に報告するものとする。

6 前三項の規定は、市町村総合整備計画の変更について準用する。

(県総合整備計画)

第十一条 沖縄県知事は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を広域の見地から特に総合的に整備する必要があると認めるときは、前条第二項各号に掲げる事項について県総合整備計画を定めることができる。

2 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。この場合においては、関係市町村の長は、意見を述べようとするときは、あらかじめ、県総合整備計画に係る土地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)の意見を聴かなければならない。

3 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

5 前三項の規定は、県総合整備計画の変更について準用する。

(総合整備計画と他の計画との関係)

第十二条 総合整備計画は、沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)による沖縄振興開発計画その他法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるとともに、沖縄県における国土の利用に関する計画及び土地利用に関する計画並びに関係市町村の建設に関する基本構想に適合するよう定められなければならない。

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第十三条 総合整備計画に基づく事業のうち政令で定めるものに要する経費について、国が負担し、又は補助する割合については、他の法令の

規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができ。

2 国は、前項の規定の適用を受ける事業のほか、総合整備計画に基づいて行う事業で政令で定めるものに要する経費については、沖繩県及び関係市町村その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができ。

(都市計画法等による処分についての配慮)

第十四条 国の行政機関の長又は沖繩県知事は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地において総合整備計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)その他の法律の規定による区域の指定、計画の決定その他の処分について適切な配慮をするものとする。

(駐留軍用地跡地等の利用促進のための措置)

第十五条 国は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地において総合整備計画に基づく土地区画整理事業、土地改良事業その他政令で定める事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(駐留軍用地跡利用基金)

第十六条 国は、関係市町村及び土地開発公社に対して総合整備計画に基づく事業を実施するために必要な公共用地の取得に要する資金の貸付け等を行うため沖繩県が基金を設置するとき、当該基金の設置に必要なる財政上の措置

を講ずるものとする。

(国有財産の譲与等)

第十七条 国は、沖繩県、関係市町村その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下「関係地方公共団体等」という。)が総合整備計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二条に規定する国有財産をいう。以下同じ。)を関係地方公共団体等に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

2 国は、駐留軍用地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)から、総合整備計画に基づく事業を実施するため当該土地の上に存在する国有財産を譲り受け、又は借り受けたい旨の申出があった場合には、その者に対して、当該国有財産を無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

3 国は、前二項に規定する場合のほか、総合整備計画に基づく事業の実施を促進するため、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の区域内に所在する国有林野その他の国有財産の活用について適切な配慮をするものとする。

(政令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に必要なる事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

(国の負担等に関する規定の適用)

2 第十三条の規定は、平成七年度分の事業平成六年度分の事業で翌年度に繰り越されたものを除くものとし、総合整備計画の決定前に実施されたものを含むものとする。(に係る経費に対する国の負担金又は補助金から適用する。)

(防衛庁設置法の一部改正)

3 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二十九号の次に次の一号を加える。

二十九の二 沖繩県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法(平成六年法律第 号)第六条の規定による返還実施計画の策定及び同法第七条から第九条までの規定による措置に関すること。

(沖繩開発庁設置法の一部改正)

4 沖繩開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 沖繩県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法(平成六年法律第 号)の施行に関する事務を処理すること(他の行政機関の所掌事務に属するものを除く)。

理 由

駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖繩県の特長事情にかんがみ、沖繩県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資するため、駐留軍用地を計画的に返還し、及び駐留軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約六十三億円の見込みである。

沖繩県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案(上原康助君外八名提出、第二百二十九回国会衆法第一二二号)に関する報告書 議案の目的及び要旨

本案は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖繩県の特長事情にかんがみ、駐留軍用地を計画的に返還し、駐留軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進するために必要な特別の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国及び地方公共団体の責務

(一) 国は、駐留軍用地の整理縮小の促進に努めるとともに、駐留軍用地を計画的に返還し、駐留軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進するために必要な措置を講じなければならないこと。



(一) 沖縄県及び関係市町村は、この法律に基づき施策を円滑に実施するものとする。

2 返還実施計画

(一) 国は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地について、速やかに、当該駐留軍用地の返還に関する実施計画を定め、計画的な返還に努めなければならないこと。

(二) 返還実施計画は、駐留軍用地の返還に係る区域、返還の時期、返還に際し講ずる措置等について定めるものとする。

(三) 国は、返還実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄県知事及び関係市町村の長の意見を聴かなければならないこと。

四 関係市町村の長は、返還実施計画について、国に対し意見を申し出るときは、あらかじめ、駐留軍用地の所有者の意見を聴かなければならないこと。

3 駐留軍用地を返還する場合の措置

(一) 国は、駐留軍用地を返還する場合においては、当該土地の所在する周囲の土地利用の状況に応じた有効かつ合理的な土地利用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該土地の所有者が異議を述べたときは、この限りでないこと。

(二) 国は、駐留軍用地を返還する場合において、当該駐留軍用地において土地区画整理事業、土地改良事業等を行おうとする者があるときは、その者の申出により、当該土地を原状に回復せず、かつ、(一)による措置を講じないでその所有者に返還することができるとし、その駐留軍用地跡地の所有者に対し、当該土地の返還日の翌日以後三年を超えない範囲内において政令で定める期間につき、国が当該土地につき支払っていた賃借料を基準として政令で定めるところにより算定した額を支払わなければならないこと。

調査及び測量  
国は、沖縄県知事又は関係市町村の長が総合整備計画の策定その他この法律に基づく施策を実施するため駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、当該調査及び測量が円滑に行われるよう必要な援助をしなければならないこと。

4 調査及び測量

市町村総合整備計画  
関係市町村の長は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を総合的に整備する必要があると認めるときは、市町村総合整備計画を定めることができること。

5 市町村総合整備計画

県総合整備計画  
沖縄県知事は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を広域の見地から特に総合的に整備する必要があると認めるときは、県総合整備計画を定めることができること。

6 県総合整備計画

国の負担又は補助の割合の特例等  
総合整備計画に基づく事業のうち政令で定めるものに要する経費について、国が負担し、又は補助する割合については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができること。

7 国の負担又は補助の割合の特例等

総合整備計画に基づく事業のうち政令で定めるものに要する経費について、国が負担し、又は補助する割合については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができること。

国は、(一)の事業のほか、総合整備計画に基づいて行う事業で政令で定めるものに要する経費については、沖縄県及び関係市町村その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができること。

8 駐留軍用地跡利用基金

国は、関係市町村及び土地開発公社に対して総合整備計画に基づく事業を実施するため必要な公共用地の取得に要する資金の貸付け等を行うため沖縄県が基金を設置するときは、当該基金の設置に関し必要な財政上の措置を講ずるものとする。

9 国有財産の譲与等

国は、沖縄県、関係市町村その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者が総合整備計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産を関係地方公共団体等に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができること。

10 施行期日等

(一) この法律は、平成七年四月一日から施行するものとする。

(二) その他関係法律の整理等を行うものとする。

議案の修正議決理由  
本案は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特事情にかんがみ、駐留軍用地を返還し、その有効利用を促進するために必要な措置を講じようとするものであるが、返還軍用地跡地の有効利用を一層促進するための特別措置等を講ずることを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

本案施行に要する経費としては、平年度約六十三億円の見込みである。  
なお、本修正により、経費は減額も見込まれる。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨  
国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して小澤沖繩開発庁長官から「政府としては、原案に対しては反対であるが、同法案に対する修正案については、院議を尊重する。」旨の意見が述べられた。  
平成七年四月二十七日  
沖縄及び北方問題に  
関する特別委員長 鈴木 宗男  
衆議院議長 土井たか子殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

沖繩県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖繩県の特殊事情にかんがみ、駐留軍用地を計画的に返還し、及び駐留軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進するために必要な特別の措置を講じ、もって沖繩県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 駐留軍用地 沖繩県の区域内において、駐留軍(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約)に基づき日本国にあり、アメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。

二 駐留軍用地跡地 日本国との平和条約の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間においてアメリカ合衆国が沖繩県の区域内において使用していた土地で当該土地の所有者が返還されているものとする。

三 関係市町村 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地が所在する市町村をいう。沖繩県及び関係市町村の協力(国の責務)

三 関係市町村 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地が所在する市町村をいう。沖繩県及び関係市町村の協力(国の責務)

第三条 国は、駐留軍用地の整理縮小の促進に努めるため、相協力し、及び駐留軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進するために必要な措置を講じなければならない。

第四条 沖繩県及び関係市町村は、この法律に基づき施策を円滑に実施するものとする。

第五条 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の所有者は、これらの土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。は、国、沖繩県又は関係市町村が実施する施策に協力するとともに、これらの土地が第十条の市町村総合整備計画及び第十一条の県総合整備計画(以下単に「総合整備計画」という。)に即して有効かつ合理的に利用されるよう努めるものとする。

第五節 関係市町村 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地が所在する市町村をいう。沖繩県及び関係市町村の協力(国の責務)

(返還実施計画)

第六節 国は、(合同委員会)日本国と(相互協力)アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地について、速やかに、当該駐留軍用地の返還に関する実施計画(以下「返還実施計画」という。)を定め、計画的な返還に努めなければならない。

一 駐留軍用地の返還に係る区域 駐留軍用地の返還の時期

二 駐留軍用地の返還に際し講ずる措置

三 関係市町村の長は、返還実施計画について、国に対し意見を申し出るときは、あらかじめ、駐留軍用地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)の意見を聴かなければならない。

四 前二項の規定により意見を聴かれた者が意見を申し出ようとする場合には、沖繩県知事及び駐留軍用地の所有者にあっては意見を聴かれた日から三十日以内、関係市町村の長にあっては意見を聴かれた日から六十日以内、それぞれ意見を提出しなければならない。

第五節 関係市町村 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地が所在する市町村をいう。沖繩県及び関係市町村の協力(国の責務)

第六節 国は、(合同委員会)日本国と(相互協力)アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地について、速やかに、当該駐留軍用地の返還に関する実施計画(以下「返還実施計画」という。)を定め、計画的な返還に努めなければならない。

一 駐留軍用地の返還に係る区域 駐留軍用地の返還の時期

二 駐留軍用地の返還に際し講ずる措置

三 関係市町村の長は、返還実施計画について、国に対し意見を申し出るときは、あらかじめ、駐留軍用地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)の意見を聴かなければならない。

四 前二項の規定により意見を聴かれた者が意見を申し出ようとする場合には、沖繩県知事及び駐留軍用地の所有者にあっては意見を聴かれた日から三十日以内、関係市町村の長にあっては意見を聴かれた日から六十日以内、それぞれ意見を提出しなければならない。

第八節 国は、(合同委員会)日本国と(相互協力)アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地について、速やかに、当該駐留軍用地の返還に関する実施計画(以下「返還実施計画」という。)を定め、計画的な返還に努めなければならない。



(駐留軍用地跡地等の利用促進のための措置)

第十四条 国は、（合同委員会において）アメリカ合衆国との間で返還が

合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地において総合整備計画に基づく土地区画整理事業、土地改良事業その他<sup>〇</sup>政令で定める事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(駐留軍用地跡利用基金)

第十六条 国は、関係市町村及び土地開発公社に対して総合整備計画に基づく事業を実施するために必要な公共用地の取得に要する資金の貸付け等を行うため沖縄県が基金を設置するときは、当該基金の設置に関し必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（国有財産の譲与等）

第十七条 国は、沖縄県、関係市町村その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下「関係地方公共団体等」という。)が総合整備計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産(国有財産法昭和二十三年法律第七十三号)第一条に規定する国有財産をいう。以下同じ。)を関係地方公共団体等に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

2 国は、駐留軍用地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)から、総合整備計画に基づく事業を実施するため当該土地の上に存在する国有財産を譲り受け、又は借り受けたい旨の申出があった場合には、その者に対して、当該国有財産を無償又

は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

第十五条 国は、前二項に規定する場合のほか、総合整備計画に基づく事業の実施を促進するため、（合同委員会において）アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の区域内に所在する国有林野その他の国有財産の活用について適切な配慮をするものとする。

第十六条 国は、駐留軍用地の整理縮小を求める沖縄県民の意向に留意しつつ、この法律の円滑な実施に努めるものとする。  
2 この法律及びこの法律に基づく措置は、日米安保条約及び日米地位協定の円滑な実施を妨げるものではない。  
(政令への委任)

第十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成七年四月<sup>六</sup>二十一日から施行する。

（この法律の失効）  
（国の負担等に関する規定の適用）

2 この法律は、平成十四年六月十九日限り、その効力を失う。  
第十三条の規定は、平成七年度分の事業(平成六年度分の事業で翌年度に繰り越されたものを除くものとし、総合整備計画の決定前に実施されたものを含むものとする。)に係る経費に対する国の負担金又は補助金から適用する。

(防衛庁設置法の一部改正)

3 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二十九号の次に次の一号を加える。  
二十九の二 沖縄県における駐留軍用地の返

還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法(平成六年法律第七号)の施行期日及びこの法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(沖繩開発庁設置法の一部改正)

4 沖繩開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法(平成六年法律第七号)の施行に関する事務を処理すること(他の行政機関の所掌事務に属するものを除く)。

(第十号の発送は都合により後日となるため、第二十四号を先に発送しました。)

発行所 千二〇五 東京都港区  
虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局  
電話 03 (3587) 4294  
定価 本号一部  
送料別